

令和元年松前町条例第6号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年7月3日

松前町長 岡本 靖

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年松前町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）<u>第3条第1項の規定に基づき</u> _____、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、<u>法第8条第1項の規定に基づき</u>、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、<u>及び法第10条第1項の規定に基づき</u>、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>（災害弔慰金の支給）</p> <p>第3条 町は、町民が<u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害</u>（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行う<u>も</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）<u>及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し</u>、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い _____、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、<u>並びに</u> _____自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>（災害弔慰金の支給）</p> <p>第3条 町は、町民が<u>令</u> _____<u>第1条に規定する災害</u>（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行う<u>も</u></p>

_____。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行う_____。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う_____。

2 省略

(利率)

第14条 法第10条第4項の規定により、災害援護資金は、据置期間経過後においても、延滞の場合を除き、無利子とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 省略

3 償還免除_____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(保証人)

第16条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して

のとする。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 省略

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還_____とする。

2 省略

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

債務を負担するものとし、その保証責務は、令第9条の違約金を
包含するものとする。

第17条 省略

第16条 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条、第15条第3項及び第16条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。